

更生保護就労支援だより

兵庫県就労支援事業者機構



発行 特定非営利活動法人
 兵庫県就労支援事業者機構
 〒651-0093 神戸市中央区二宮町
 4-7-6 NSビル3階301
 TEL: 078-855-6252
 E-mail: hssjk.center@gmail.com



立ち直りを支える地域の力 ～ 協力雇用主制度の意義 ～

神戸保護観察所長 生駒 貴弘

兵庫県就労支援事業者機構の会員の皆様、また協力雇用主の皆様におかれましては、平素より、罪を犯した人の立ち直りに多大なるご理解とご支援をいただき、誠にありがとうございます。

さて、罪を犯した人の就労支援は、平成18年以降、法務省と厚生労働省が連携する形で充実強化が図られてきましたが、当県では更に、県独自の就労支援施策が全国に先駆けて開始されるなど、全国有数の先進的な取組が展開されています。また、当県における協力雇用主の登録数は本年3月末現在で744社となり、毎年着実に増加しているところです。

では、この就労支援施策の中核である協力雇用主制度は、立ち直り支援においてどのような意義があるのか、私見ですが少し整理してみたいと思います。

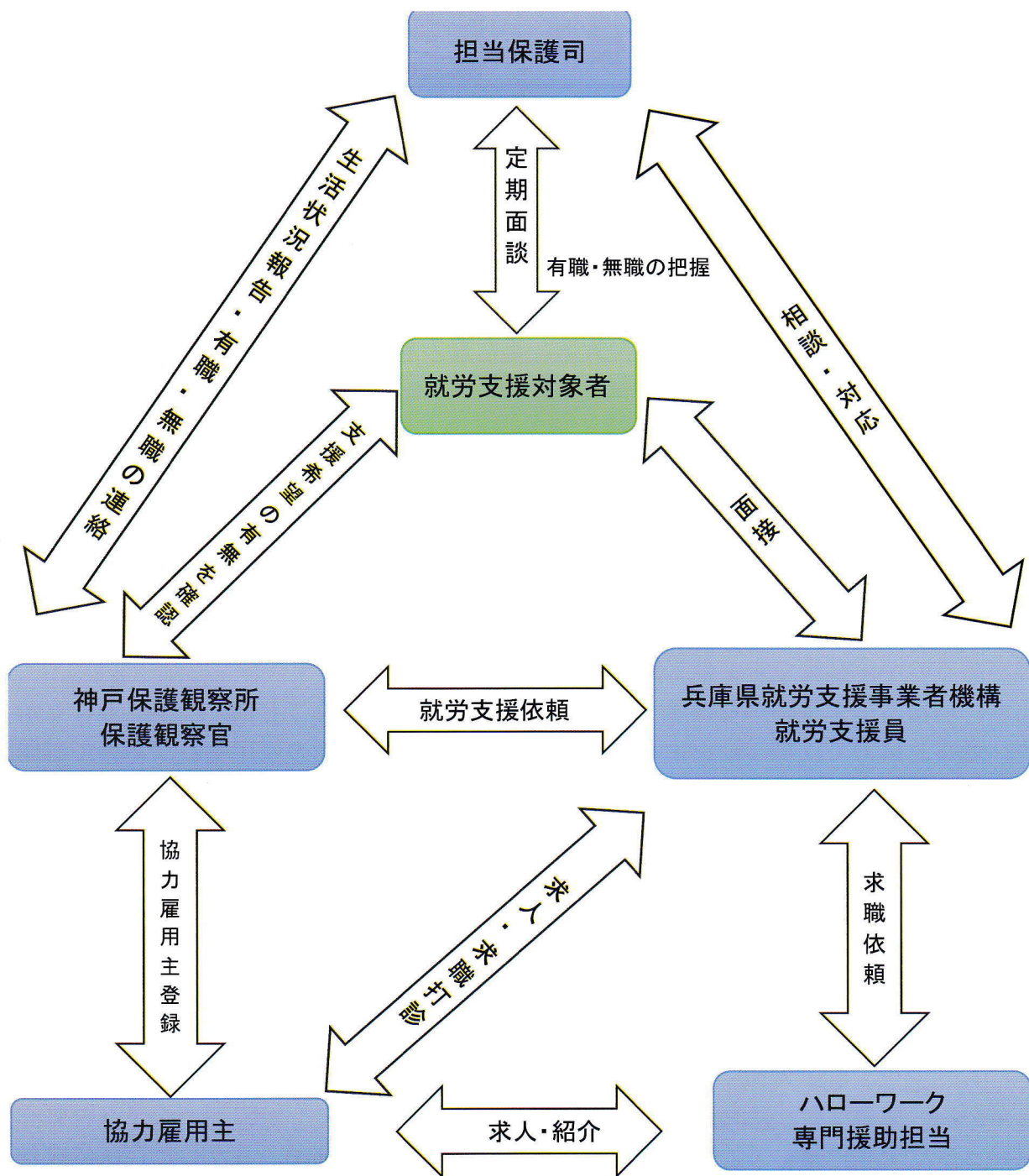
まず、刑務所や少年院から出所する人たちが一番に心配することは、仕事に就けるかどうかです。通常、自力で就職活動をする場合は、採用面接で初対面の雇用主に、あえて犯罪歴を打ち明けて雇用をお願いすることは少ないと思います。しかし、犯罪歴を隠して就職した場合、特に最近はインターネットに犯罪情報が残っている場合もあり、ある日突然呼び出され、解雇されてしまうなどの例もあるのです。その点、前歴があることを承知で受け入れてもらえることは、本人の自覚とやる気にもかかわってくると思います。

また、協力雇用主として多くの雇用実績を上げていただいている会社には、同じ立場で就労支援を受けて職場に定着し、継続して働いている先輩がいる可能性があります。「協力雇用主」というと、更生に協力する経営者のみを連想しますが、実は人材育成に理解ある雇用主のもとには、よき上司、よき職場によって「助けられた」と感じている先輩がいるようです。そうした先輩が、一番身近な「ロールモデル (role (役割) + model (手本))」、つまり行動や考え方の模範となります。そして、就労支援制度を受けた対象者自身が、こうした存在に成長してくれるとすれば、それが何よりも素晴らしいことです。

また、たくさんの事業主の皆様は協力雇用主の登録をしていただいても、支援対象者（出所者、保護観察対象者等）とのマッチングがしっかり機能しないと、せっかくの皆様の善意と意欲を生かすことができないこととなります。この部分を担当していただいているのが、現在、保護観察所が兵庫県就労支援事業者機構に委託している「就労支援事業所」の事業なのです。

従来は保護観察は、主に保護観察官と保護司の二人三脚で更生を図ってきましたが、この協力雇用主制度の充実により、幅広い関係機関や民間事業主の皆様の参加を得て新しい立ち直り支援の姿が見えてきており、長年、更生保護の仕事に携わってきた者としては、大きな希望を感じています。今後とも更に、罪を犯した人の立ち直りのために、関係の皆様のご理解とご支援をよろしくお願いいたします。

就労支援～再犯のない社会へ～

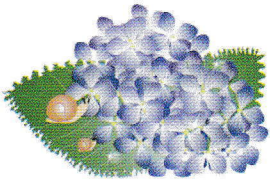


就労支援の重点的取組

- 担当保護司・・・定期面談の中での確認、就労の重要性を啓蒙
- 保護観察官・・・保護司からの定期報告で就労希望者の把握、確認
- 協力雇用主・・・求人希望は就労支援事業者機構とハローワークへ
ハローワークの求人票の期限は3ヶ月なので、有効期間が切れた場合や
求人内容を変更したい場合等は、ハローワークへ連絡が必要

兵庫県就労支援事業者機構は、神戸保護観察所・兵庫県・ハローワーク・保護司・協力雇用主等の関係を密にし、再犯防止のため、保護観察対象者等の就労支援をしています。

刑務所における就労支援



播磨社会復帰促進センター
 OSSサービス株式会社
 社会復帰促進部 古川 直美

無職者は再犯率が高く、就労が再犯防止の上で重要であると言われ、これまでに様々な制度が整備されてきました。就労支援制度が始まったころの刑務所における就労支援では、公共職業安定所（ハローワーク）への求職申込み手続きを行い、ハローワーク職員から就職に関する助言・指導を受けることが主な取組で、実際の就職活動の多くは出所後に行われていました。しかし、社会内処遇との連携を強化する更生保護就労支援事業、矯正施設内に求人を出せる受刑者等専用求人などが新たに開始された結果、在所中から矯正施設内で採用面接を実施し、内定をいただくことができるようになりました。在所中に内定をいただくことは、様々な面で受刑者に良い影響を与えます。その一例をご紹介します。

かつては家庭があり、仕事も真面目にしていたのですが、家庭を失い働く意欲をなくし、ホームレスになった果てに受刑に至った受刑者がいました。刑務所内では淡々と生活しており、出所後の生活に希望や見通しが持てない様子で、仮釈放の前提となる引受人を設定せず、満期釈放を希望していました。そんな彼を心配した工場担当の刑務官が、住み込みの仕事を探してはどうかと就労支援を勧めました。彼は最初乗り気ではなかったのですが、担当刑務官の顔を立てるかたちで、就労支援の願い出をしてきました。支援開始時には意欲が感じられませんでした。ハローワークや兵庫県就労支援事業者機構の方々の面接を受け、履歴書を書く段階になると、徐々に「社会人」としての表情を取り戻し、最終的には協力雇用主の下での住み込み就職が決まりました。出所前には「お金を貯めてもう一度免許を取りたい。いつかは家族に会いたい。」と話すようになりました。本当は家族に会いたい気持ちがありながら、あきらめの気持ちから無目的に受刑生活を送っていた彼が、担当刑務官の働きかけをきっかけに仕事に就いただけでなく、社会人としての自信を取り戻し、家族への思いや目標を口にできるまでになりました。

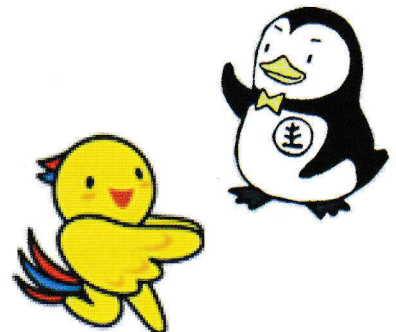
就労支援にはこのような良い話ばかりでなく、早期離職などで事業主の方々にご迷惑を掛けることの方が多いた方が実情です。しかし、彼のように就職を通じて自信を回復し、前向きな気持ちを取り戻せる人が一人でも増えるよう、事業主の方、関係機関の方の日頃のご協力を感謝しつつ、今後も努力したいと思っています。

就労支援の主役は、協力雇用主！

（多様な職種の方のご参加をお待ちしています）

- 支援対象者の前歴にこだわらず、一般の労働者と待遇面で差別をすることなく積極的に雇用するなどして、更生保護事業に協力していただく民間篤志事業家。事業所の所在地を管轄する保護観察所に登録していただいています。
- 今すぐ雇用できない事業所も登録可能です。

神戸保護観察所 TEL：078-351-4004



兵庫県マスコットはばタン・更生ペンギンのホゴちゃん

法務大臣感謝状受彰

2019年2月13日 法務省で法務大臣感謝状贈呈式が盛大に開催されました。
全国で17名の協力雇用主様が受彰され、兵庫県では姫路市の『Kテック』金海社長が受彰されました。

受彰者コメント： Kテック 金海 幸平 氏

この度の法務大臣感謝状、光栄に存じますとともに更生保護事業の一端に触れただけの私に過分なる受彰と、恐縮しております。これまで協力雇用主として勤めてまいりましたが、様々な方々とのふれあいがありました。とりわけ思い出すのは、立派に更生していった方たちではなく、再びあやまちを犯した方たちです。その過程で私にもっとできることはなかったか、日々振り返ります。これからも悔いごと無きよう努めてまいりたいと思います ※法務省HP 2019年1月プレスリリースより



兵庫県からのお知らせ

＜刑務所出所者等雇用導入促進事業＞（民間事業者に対する補助）

刑務所出所者等を新たに雇用した企業に対して、最大4ヶ月間の給与、研修費の一部を補助します。

(1) 補助対象

- ① 刑務所出所者等就労奨励金（法務省）の支給対象となった県内の協力雇用主
- ② コレワークを通じて矯正施設出所者を雇い入れた県内の雇用主←NEW！

(2) 対象経費・補助額

- ・ 雇用開始後、最大4ヶ月分の給与、研修費
- ・ (給与7万円/月+研修費1万円/月) × 4ヶ月=32万円

(3) 申請方法・受付期間等

予算の範囲内で、随時受付しています。支給には要件がありますので、まずはお問い合わせください。

兵庫県産業労働部政策労働局労政福祉課 TEL：078-362-9168

2019年度 兵庫県就労支援事業者機構総会開催

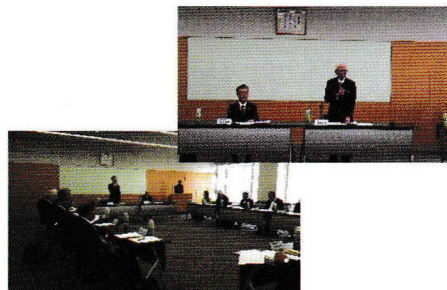
2019年5月15日（水）15：30～播州信用金庫三宮支店 大会議室にて総会が開催されました。

出席者正会員13名、書面表決者9名、計22名が揃ったことで定刻に開会、司会者が本総会は定款第28条に定められる定足数を満たし、有効に成立した旨を告げた後、定款第27条の規定に基づき、出席した正会員の中から選出された瀧川博司会長が議長に就任し、開会を宣言して議案の審議に入った。

- 第1号議案 2018年度事業報告
- 第2号議案 2018年度決算について
- 第3号議案 役員の補充について
- 第4号議案 2019年度事業計画（案）について
- 第5号議案 2019年度予算（案）について
- 第6号議案 議事録署名人の選任について

以上6議案の審議がなされた結果、いずれも全員異議なく議決した。

最後に、協力雇用主の拡充とより多くの保護観察対象者の再犯防止に向けて就労支援及び定着支援に全力を尽くす事を誓い、閉会した。



この広報誌「更生保護就労支援だより」は兵庫県からの委託事業により作成されています。